

金融審議会金融分科会第一分会報告

～ 信頼と活力ある市場の構築に向けて ～ （平成20年12月17日）の概要

I. 格付会社に対する公的規制の導入

【規制導入の背景・問題認識】

- ① 金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性
- ② 指摘されている様々な問題への対応
- ③ 国際的な規制の導入・強化の動向

〔指摘されている問題点〕

格付会社：利益相反、格付プロセスの品質管理の欠如、情報開示不足
投資者：格付への過度の依存

1. 国際的に整合的な規制の整備

【基本的考え方】

- ① 格付対象商品の発行者等からの格付会社の独立性確保・利益相反回避
- ② 格付プロセスの品質と公正性の確保
- ③ 投資者等の市場参加者に対する透明性の確保

- ・ IOSCO（証券監督者国際機構）の基本行動規範の遵守確保がベース
- ・ 具体的には、登録を受けた格付会社について、①誠実義務、②格付方針等の情報開示、③利益相反防止等の体制整備、④格付対象の証券を保有している場合の格付の禁止 等

2. 規制の実効性確保のための登録・検査・監督

○ 体制が整備された格付会社を登録

- ・ 金融商品取引業者等が無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限（無登録である旨、格付の前提・限界などの説明義務）

○ 検査・監督において外国当局と執行協力

II. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、以下の基本的考え方に立って、相互乗入れを可能に

- ① 本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入を容認
- ② 両法の立法趣旨を適切に確保しつつ、重複の排除等により規制・監督を合理化
- ③ 両市場にまたがる不公正取引等に対し、金融行政当局と商品行政当局の連携強化

III. 開示制度等の見直し

投資者にとって分かりやすく、充実した投資情報を、投資者の必要なときに、利用しやすい方法により提供

- ・ 「発行登録制度」における周知性要件の見直し（格付基準に代わる基準の検討）
- ・ 投資信託交付目論見書への必要かつ簡潔な投資情報の記載
- ・ 有価証券の「売出し」概念の見直し（均一条件の撤廃及びこれに伴う規制の柔構造化） 等

投資家保護のため、特定投資家（プロ）・一般投資家（アマ）の移行手続の見直し

- ・ プロからアマへの移行の効果が、投資家から申出があるまで持続するよう検討（現行は1年ごと） 等